

東十勝障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約 新旧対照表

現 行 規 約	改 正 規 約
<p>○東十勝障害程度区分認定審査会共同設置規約 (平成18年3月20日 規約第1号)</p> <p>(設置) 第1条 幕別町、池田町、豊頃町及び浦幌町（以下「関係町」という。）は、共同して<u>障害程度区分認定審査会</u>を設置する。</p> <p>(名称) 第2条 この<u>障害程度区分認定審査会</u>は、東十勝<u>障害程度区分認定審査会</u>（以下「認定審査会」という。）という。</p> <p>第3条～第9条 略</p>	<p>○東十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約 (平成18年3月20日 規約第1号)</p> <p>(設置) 第1条 幕別町、池田町、豊頃町及び浦幌町（以下「関係町」という。）は、共同して<u>障害支援区分認定審査会</u>を設置する。</p> <p>(名称) 第2条 この<u>障害支援区分認定審査会</u>は、東十勝<u>障害支援区分認定審査会</u>（以下「認定審査会」という。）という。</p> <p>第3条～第9条 略</p>